



平成 26 年 8 月 14 日

各 位

会 社 名	株式会社富士通ビー・エス・シー
代 表 者 名	代表取締役社長 小 島 基 (コード 4793 J A S D A Q)
問 合 せ 先	広報 I R 室長 久 保 田 律 (電話 03-3570-3481)

第三者調査委員会の調査結果等について

当社は、平成 26 年 7 月 4 日付「当社従業員による不正行為のお知らせ」及び平成 26 年 7 月 7 日付「第三者調査委員会設置のお知らせ」において公表いたしましたとおり、当社従業員による不正行為につき、当社と利害関係を有さない外部の専門家から構成される第三者調査委員会（委員長；宇澤亜弓公認会計士）を設置し調査を行ってまいりました。

本日、第三者調査委員会から「調査報告書」を受領いたしましたので、その内容と今後の当社の対応方針につき下記の通りお知らせいたします。

記

1. 第三者調査委員会の調査結果

第三者調査委員会の調査結果につきましては、別添の「調査報告書」をご覧ください。なお、当社の連結業績に与える影響は、累計で売上高が 8 億 58 百万円の減少、営業利益が 10 億 98 百万円の減少、当期純利益が 7 億 38 百万円の減少となり、第 51 期末（平成 26 年 3 月 31 日）の純資産は 7 億 38 百万円の減少となります。当社は、本日別途開示しています「過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度に係る決算短信等（訂正版）の公表について」のとおり、過年度の決算について訂正することといたしました。

2. 第三者調査委員会の調査結果を受けた当社の対応方針

当社は、第三者調査委員会の調査結果及び調査報告書 36 ページ記載の提言を踏まえ、以下のとおり改善してまいります。

(1) コンプライアンス意識の徹底

コンプライアンス違反は、財務諸表に係る虚偽記載に繋がり、その結果、投資家その他利害関係者の判断を誤らせる一因となるとともに、金融商品取引法に基づく開示書類における虚偽記載という違法行為の原因となります。証券市場における上場企業の一員として、社内規程を含む各種法令遵守の意味を役職員一人一人が改めて深く認識いたします。

そのため、形式的にとどまらない社内研修、教育等の実施により、社内コンプライアンスの意識を醸成することについて、継続的に取り組んでまいります。

(2) 内部通報制度の活性化

内部通報制度は、既に整備されていましたが、有効に活用されていませんでした。内部通報制度は、コンプライアンス違反の端緒を把握するために有用な制度であります。コンプライアンス意識の徹底と併せて、内部通報制度の存在の周知徹底をはかり、「不正を許さない企業風土」作りに努めてまいります。

(3) 定期的人事ローテーションの実施

当社は、業務の特性上、担当する技術分野に知見の深い開発担当者が長く特定の顧客の担当を続けることは、得意先との関係維持の観点からもメリットが少なくないことから、人事ローテーションが固定化する傾向がありました。本件不正行為の実行者についても、20年以上に渡って同一取引先を担当しており、本人以上に当該取引について知る人物がいない状態に陥っていました。

また、開発現場と管理部門間においても、人事ローテーションが固定化する傾向がありましたが、現場と管理がバランスよく機能するためにも、有効な人事ローテーションのあり方を検討・実施してまいります。

(4) 管理部門の連携強化

本件不正行為において、管理部門の一部の部署においては、不正行為の端緒を把握していたと認められる状況にあったにも係らず、相互に連携することなく個々に不正行為の実行者に対応した結果、不正の発覚が遅れてしまいました。管理部門の各部署の個々の対応のみで全ての不正が予防・早期発見が可能となるものではなく、各部署の個々の業務を適切に行ったうえで、かつ、関連部署において情報共有等をはかり、相互に連携することにより不正の予防・早期発見の可能性が高まるものと考えます。今後は、管理部門各部署が参加する定期的な連絡会議の実施等、管理部門の各部署の連携のあり方につき検討・実施してまいります。

(5) 業務実態の適切な把握

一般顧客との取引である自主ビジネスについては、会社としてその商流及び統制上の要点を把握し牽制手続き等を検討することにより、社内で担当者以外が当該ビジネスの内容を把握していない閉鎖的・排他的な取引の存在を回避してまいります。

また、経営管理指標が実態を表した有益な指標であるよう、業務の実態に合わせた指標の検討等、経営管理指標のあり方及び経営管理指標に係る管理方法等についても見直しをはかってまいります。

(6) 業務実態の適正な管理

当社は、工事進行基準を採用していることから未請求売掛金が発生いたします。未請求売掛金については、確定債権ではないことから滞留債権管理の対象外としてきましたが、未請求売掛金についても債権であるという意識の下、残高管理、年齢調べといった実態に即した滞留管理を検討・実施してまいります。

また、与信管理規程に基づいて顧客ごとに与信限度額を設定して管理してきましたが、未請求売掛金については、同様の理由から当該与信管理の対象外としてきました。与信管理の趣旨に鑑み、与信管理規程の見直しをはかり、実態に即した与信管理を実施してまいります。

(7) 外部を利用した牽制機能

本件においては、当社が発行した注文請書が取引先に渡っていなかったという実態を鑑み、注文請書等の顧客に対する書面については、本社管理部門から直接顧客へ送付する等、通知手続きの実効性を確保できる体制を整備します。

また、未請求売掛金についても、顧客に対して直接未請求売掛金残高や受注残高を確認する等、顧客等外部を利用した牽制機能が活用できる体制を検討・実施してまいります。

(8) その他

今回、不正行為の端緒を把握しながらも発覚が遅れたのは、当該不正の端緒を把握していた担当者の意識の問題もあると考えます。単なるヒヤリングに留まらず、懐疑心を持ってヒヤリングの内容を裏付ける具体的な根拠資料を取得していればもっと早期に発見できた可能性もあります。今後、管理部門を中心に、担当業務の遂行と合わせて不正の可能性を視野に入れ懐疑心を持って事実の解明に当たっていけるよう、不正予防・早期発見に係る研修等を充実してまいります。

3. 関係者の処分について

本件不正行為を主体的に行った当事者2名については、社内規程に則り厳正な処分を行うことといたします。また、当該不正行為当事者を管理・監督する立場にあった上司2名についても、相応の処分をすることといたしました。

4. 経営責任について

不適切な会計処理が行われたことにより当社の信用を毀損したこと等につき厳粛かつ真摯に受け止め、現経営陣の経営管理責任を明確にするため、月額報酬の10%を自主返上することといたしました。

代表取締役社長	小島 基	返上期間	4ヶ月
取締役	石川 徹	返上期間	3ヶ月
取締役	廣澤満治	返上期間	1ヶ月
取締役	近藤陽介	返上期間	1ヶ月

5. 今後の対応について

当社は、今回の調査結果を真摯に受け止め、全社一丸となって改善に努め、信頼の回復をはかってまいりますので、ご理解とご支援・ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。

以 上